

◆生活習慣病などを未然に防ぐために

特定健康診査を受けましょう

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151



今年度の特定健康診査は、次のとおりです。国民健康保険制度と後期高齢者医療制度に加入している人は、健診を受けてください。

対象者には6月下旬から順次、受診券・質問票などを送付します。

※ご希望により、がん検診も同時に受診できます。日程や申し込み方法など、詳しくは2ページから始まる検診のお知らせをご覧ください。

※伊賀市国民健康保険以外の人は加入先の健康保険組合へお問い合わせください。

	国民健康保険特定健康診査	後期高齢者健康診査
対象者	40～74歳（昭和17年9月1日～昭和53年3月31日生まれ）の伊賀市国民健康保険加入者 ※9月1日以降に75歳になる人は、誕生日の前日までに国民健康保険特定健康診査を受けてください。	75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者で、8月31日までに被保険者となる人（65歳以上で一定の障がいがあり認定を受けている人を含む。） ※5～8月に75歳になる人には、8月中旬以降に順次受診券を送付します。
健診内容	問診・身体計測（身長・体重・腹囲測定）・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・腎機能・肝機能・糖代謝・尿酸代謝） ※後期高齢者健康診査では、腹囲測定はありません。	
	医師が必要と認めた場合に検査できる項目：眼底検査 伊賀市国民健康保険追加項目：末梢血一般検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値・白血球数・血小板数）・心電図	末梢血一般検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値・白血球数）・心電図
実施期間	7月1日（出）～11月30日（休） ※休診日を除く。	
実施場所	市内指定医療機関 ※県内受託医療機関でも受診できますが、追加項目は受けられません。	県内受託医療機関
負担額	500円	住民税課税世帯の人 500円 住民税非課税世帯の人 200円
持ち物	受診券・健康保険証・質問票	

【問い合わせ】

○特定健康診査について：保険年金課

○後期高齢者健康診査について：三重県後期高齢者医療広域連合 ☎ 059-221-6884

◆講師になって趣味や教養を広めませんか

初めての講師サポート事業

【問い合わせ】 生涯学習課
☎ 22-9637 FAX 22-9692



生涯学習センターの部屋を利用して、講師として自分の趣味や教養を生かした講座を自主運営してみませんか。

【対象者】 ものづくり・趣味・教養などの少人数向け講座の自主運営に興味がある20歳以上の人

※講師未経験者・市内在住者を優先します。

【実施期間】 11月中旬頃～平成30年3月中旬頃

※時間は要相談

【実施回数】 1講座あたり1～5回（1回90分程度）

【実施会場】 ハイトピア伊賀5階 学習室1・2、多目的小研修室、視聴覚室、和室

【実施経費】 受講料は1人につき1,000円以内とし、このほかの経費は自己負担でまかなうこととします。

【支援内容】 会場使用料（冷暖房費込）の免除・会場の優先確保・講座周知協力など

【応募方法】 生涯学習センター・各地区公民館にある申請書に必要事項を記入の上、提出してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。提出後、打ち合わせする日を連絡します。

※応募についての事前相談も受け付けます。

【選考方法】 申請内容について審査し、講座の実施の可否について決定し、連絡します。

【応募期間】 6月1日（休）～7月7日（金）

午前9時～午後5時（土・日曜日を除く。）

【応募先】 〒518-0873 伊賀市上野丸之内500番地
ハイトピア伊賀 5階 生涯学習課

知ってほしい！

伝えたい！

伊賀市の今



このコーナーでは、今年度、市が重点的に取り組んでいる子育てや移住交流、公共施設の見直しなどの施策について、市民の皆さんに知っていただきたい「今」を紹介します。

子育て

平成28年度の児童虐待通告件数は約120件あり、子どもたちへの虐待が深刻な社会問題になっています。



児童福祉法の改正に伴い、市では、4月から児童福祉司たる資格をもった専門的な職員を配置し、すべての子どもが虐待を受けずに、健やかに成長できる社会をめざしています。
(いごも未来課)

移住・交流



伊賀市が「住みたいまち」であることを広めていくため、公用車に貼る啓発マグネットシートを作成しました。

市のキャッチフレーズである「来たい・住みたい・住み続けたい」伊賀」と、雑誌の特集で「移住しやすいまち」三ツ星を獲得したことを踏まえたデザインとしました。(地域づくり推進課)



《問い合わせ》

いごも未来課 ☎ 22・9677 FAX 22・9646
地域づくり推進課 ☎ 22・9680 FAX 22・9694

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

◆水を大切に使いましょう

6月1日から7日は水道週間です

【問い合わせ】上下水道部水道工務課
☎ 24-0002 FAX 24-0006

～平成29年度 水道週間スローガン～
「あたりまえ そんなみずこそ たからもの」

水道は生活になくてはならないものです。水道をはじめ、電気やガスなどはライフラインと呼ばれ、市民の生活を24時間休むことなく支えています。

◆水道工事の申込方法

新しく水道を引く場合や家庭内の水道工事をする場合は、「上下水道部指定給水装置工事事業者」へお申し込みください。

※工事事業者については、上下水道部水道工務課へお問い合わせいただくか、市ホームページまたは暮らしのガイドブックでご確認ください。

◆もし水漏れを発見したら

水を使っていないのに水道メーターが回っていたら、宅地内のどこかで漏水している可能性があります。漏水は大切な水を無駄にするばかりでなく、家庭での水道料金の負担を大きくします。

水道メーターから蛇口までの間で水漏れしていたら、まずはメーターボックス内にある止水栓（元栓）を閉めてください。

修理のご相談は、「上下水道部指定給水装置工事事業者」へお問い合わせください。

※道路や、道路から水道メーターまでの間で水漏れを見つけた場合はご連絡ください。

◆水道メーター取り替えのお知らせ

計量法に基づき、設置後7年を経過した水道メーターの取り替えを計画的に進めています。

該当する家庭には、時期などをはがきでお知らせしたあと、「上下水道部指定給水装置工事事業者」が訪問し、水道メーターを取り替えます。

【問い合わせ】

○水道の給水申し込み・漏水・水道メーターの取り替えなど：上下水道部水道工務課

○検針・開閉栓・料金など：水道お客様センター

☎ 24-0013 FAX 24-0007